

令和6年2月2日	資料4
第34回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

資料4 特定行為研修制度の推進について

- 1 地域における特定行為研修制度の推進について
- 2 医療機関等における組織的な特定行為研修修了者の養成と活動推進について

これまでの主なご意見

■ 在宅領域における特定行為研修制度の主なご意見

- 同法人内に医療機関を持たない訪問看護ステーションや社会福祉法人等では、支援策を考えないと、特定行為研修修了者を増やすのはなかなか難しい。
- 看護師の従業者数が少ない人数の施設では、自助努力だけで特定行為研修中の代替看護師を確保することは困難であり、何らかの対策が必要ではないか。
- 現状では医師が配置されている施設で実習をしているため、施設等の看護師が実習する場合には、実習を行うための協力施設となる病院を探さなければならないところが課題である。
- 代替職員や実習場所の確保を調整することができれば、看護師数が少ない訪問看護ステーションや施設でも研修受講は可能である。
- 地域において連携している介護職員やケアマネージャーといった職種に対して、特定行為研修制度や修了した看護師に関する周知が不足しているのではないか。

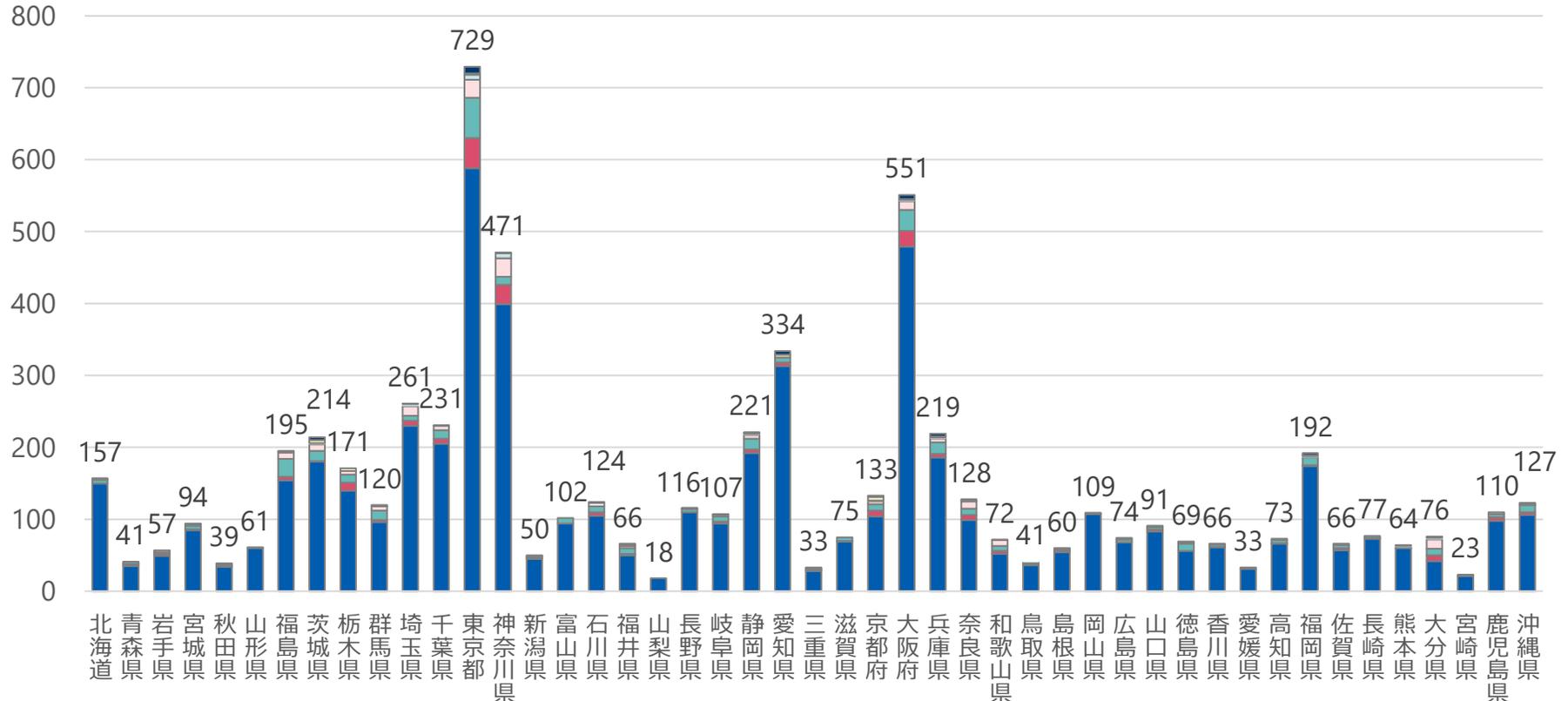
特定行為研修修了者の就業状況

【就業場所別】

	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	看護師等学校養成所 又は研究機関	その他	合計
就業者数(人)	5,636	214	375	194	33	40	49	6,541
割合	86.2%	3.3%	5.7%	3.0%	0.5%	0.6%	0.7%	100.0%

【都道府県別】

(人) ■ 病院 ■ 診療所 ■ 訪問看護ステーション ■ 介護保険施設 ■ 社会福祉施設 ■ 看護師等学校養成所又は研究機関 ■ その他

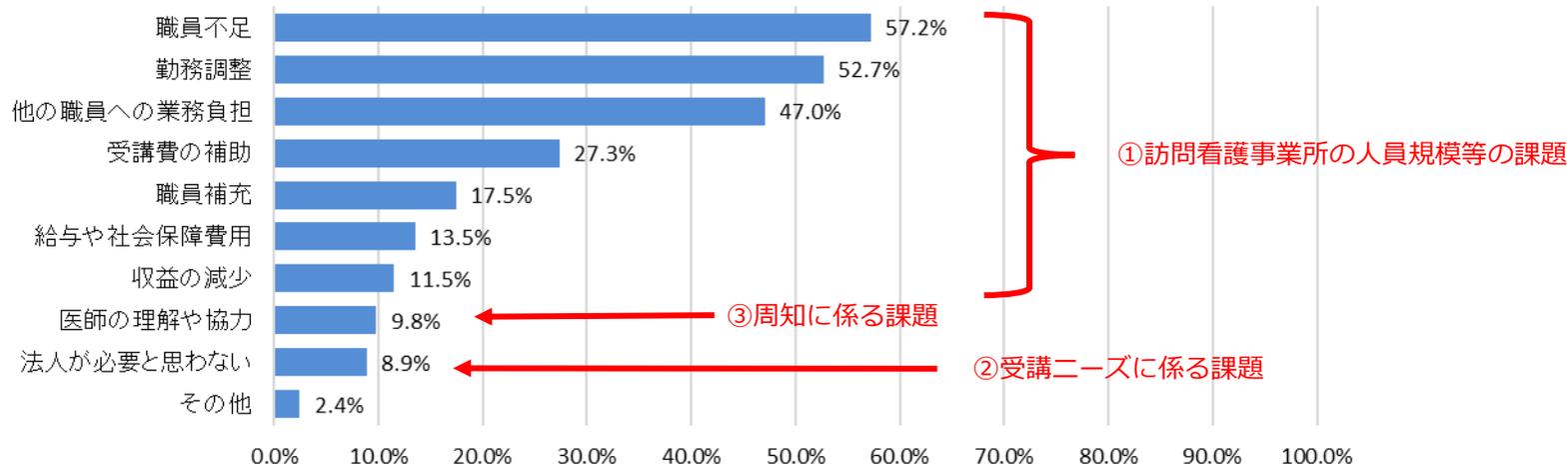


在宅・慢性期領域における特定行為研修の推進について

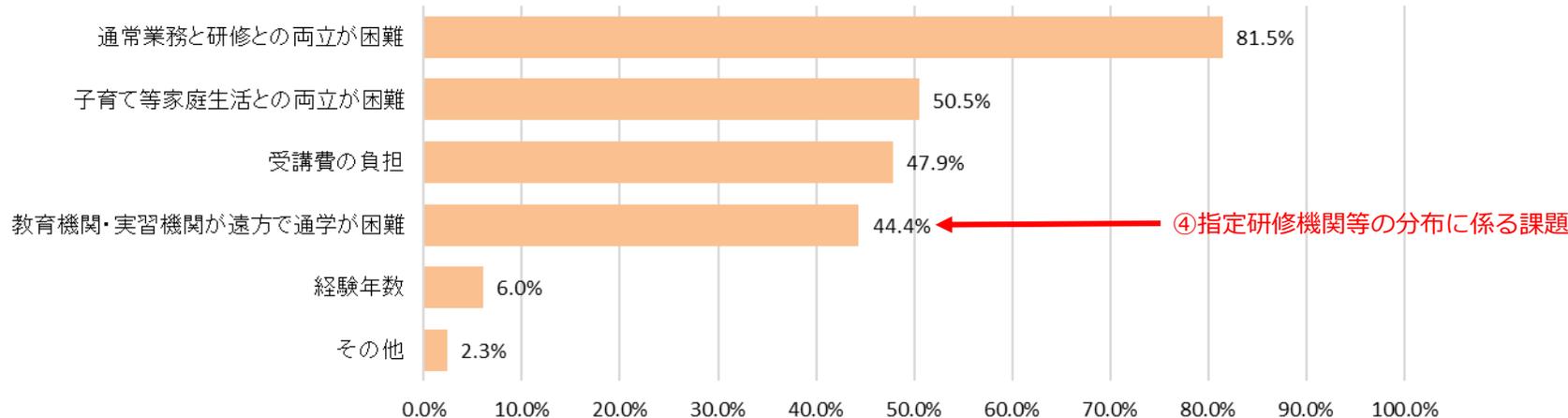
(訪問看護ステーション管理者が感じる職員が受講するにあたっての課題)

- 受講に関するステーションの課題として最も多かったのは、「職員不足」であった。次いで「勤務調整」「他の職員への業務負担」であった。
- 看護職員に想定される課題としては「通常業務と研修との両立が困難」が最も多く、次いで「子育て等家庭生活との両立が困難」「受講費の負担」「教育機関・実習機関が遠方で通学が困難」であった。

■ 受講に関するステーションの課題（上位3つまで）（N=1965）



■ 看護職員に想定される課題（上位3つまで）（N=1965）



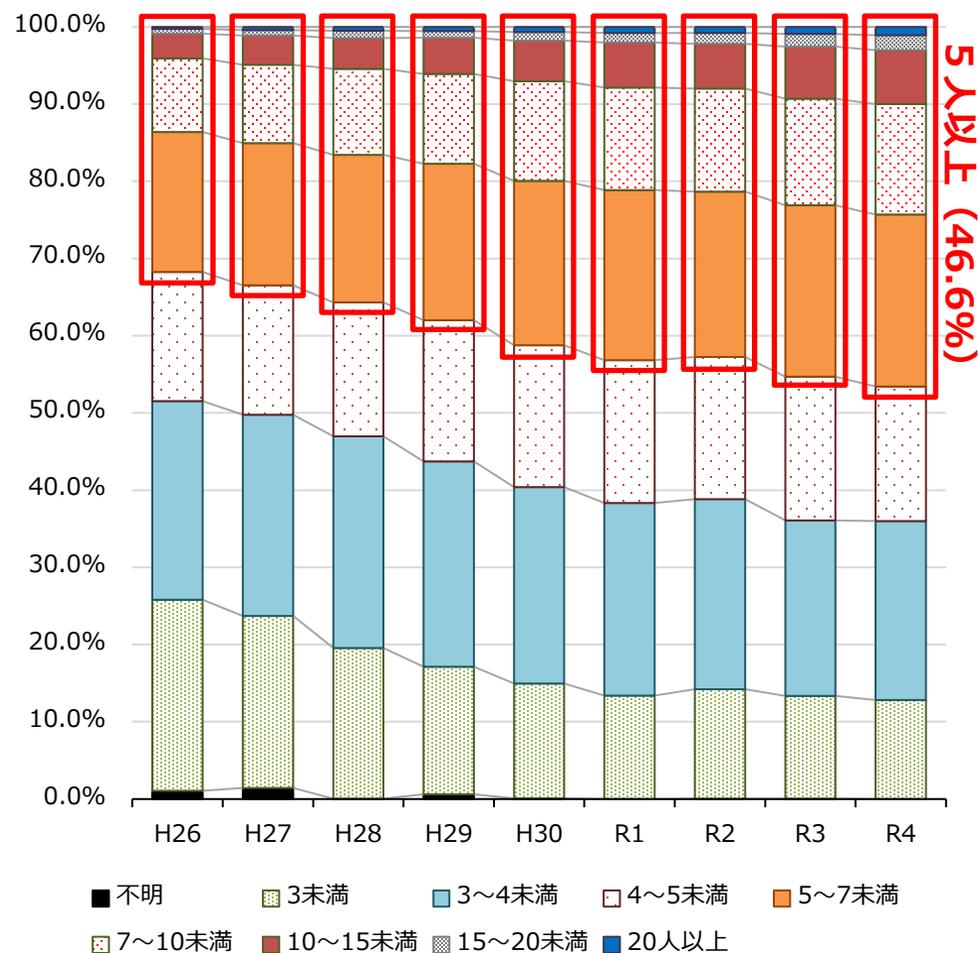
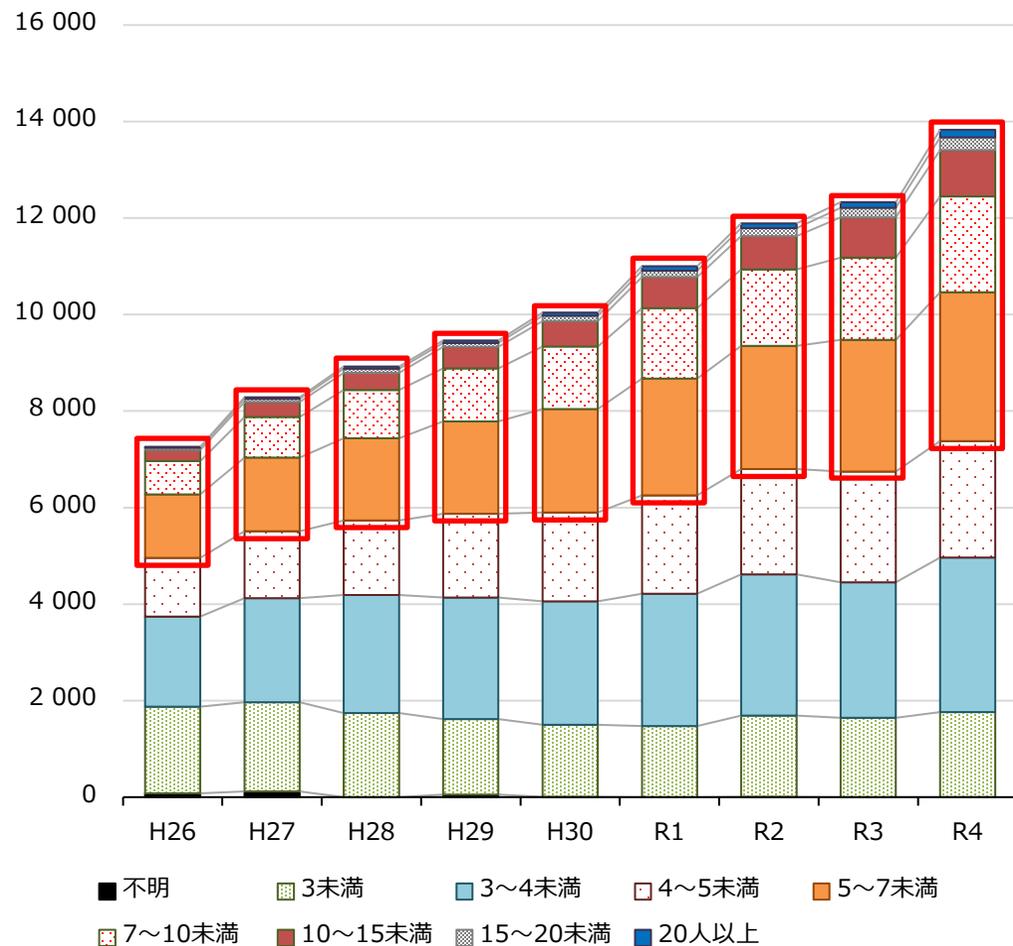
※回答者は、訪問看護ステーション（全国訪問看護事業協会会員訪問看護ステーション）の管理者 N = 1965
令和2年度 訪問看護ステーションにおける特定行為研修制度促進に係る課題等調査事業

看護職員の規模別の訪問看護ステーション数の推移

○ 看護職員規模(常勤換算)別の訪問看護ステーション数・割合とも、常勤換算5人以上が増加傾向にある。

■ 看護職員規模別訪問看護ステーション数の推移

■ 看護職員規模の推移



機能強化型訪問看護ステーション



要件	ターミナルケアや重症児の受け入れ等を積極的に行う手厚い体制を評価		地域の訪問看護の人材育成等の役割を評価
	機能強化型 1	機能強化型 2	機能強化型 3
① 看護職員の数、割合	常勤7人以上（1人は常勤換算可） 6割以上	常勤5人以上（1人は常勤換算可） 6割以上	常勤4人以上 6割以上
② 24時間対応	24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施		
③ 重症度の高い利用者の受け入れ	別表第7に該当する利用者数 10人以上/月	別表第7に該当する利用者数 7人以上/月	・別表7、別表8に該当する利用者又は精神科重症患者 ・複数の訪看STが共同している利用者 上記のいずれかの利用者数 10人以上/月
④ ターミナルケア又は重症児の受け入れ実績 ①ターミナルケア件数 ②ターミナルケア件数、超重症児・準超重症児の利用者数 ③超重症児・準超重症児の利用者数	①前年度20件以上 ②前年度15件以上、常時4人以上 ③常時6人以上	①前年度15件以上 ②前年度10件以上、常時3人 ③常時5人	
⑤ 在宅介護支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所を同一敷地内に設置 (計画作成が必要な利用者の1割程度の計画作成)			
⑥ 地域における人材育成等	人材育成のための研修等の実施 地域の医療機関、訪看ST、住民等に対する情報提供又は相談の実績		・医療機関や他の訪問看護STを対象とした研修2回以上/年 ・地域住民・訪問看護STに対する情報提供や相談対応の実績 ・地域の医療機関の看護職員の一定期間の勤務実績
⑦ 医療機関との共同			・⑥'の医療機関以外の医療機関との退院時共同指導の実績 ・併設医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上 (同一敷地内に医療機関が設置されている場合に限る)
⑧ 専門の研修を受けた看護師の配置	専門の研修を受けた看護師の配置 (望ましい)		7

機能強化型訪問看護ステーションの専門の研修を受けた看護師の配置

- 令和4年度診療報酬改定において、機能強化型訪問看護管理療養費1から3は、専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましいこととして、要件を追加した。
- 機能強化型1のうち36.3%、機能強化型2のうち22.0%、機能強化型3のうち21.2%の訪問看護ステーションで専門の研修を受けた看護師が配置されている。

機能強化型訪問看護管理療養費の見直し

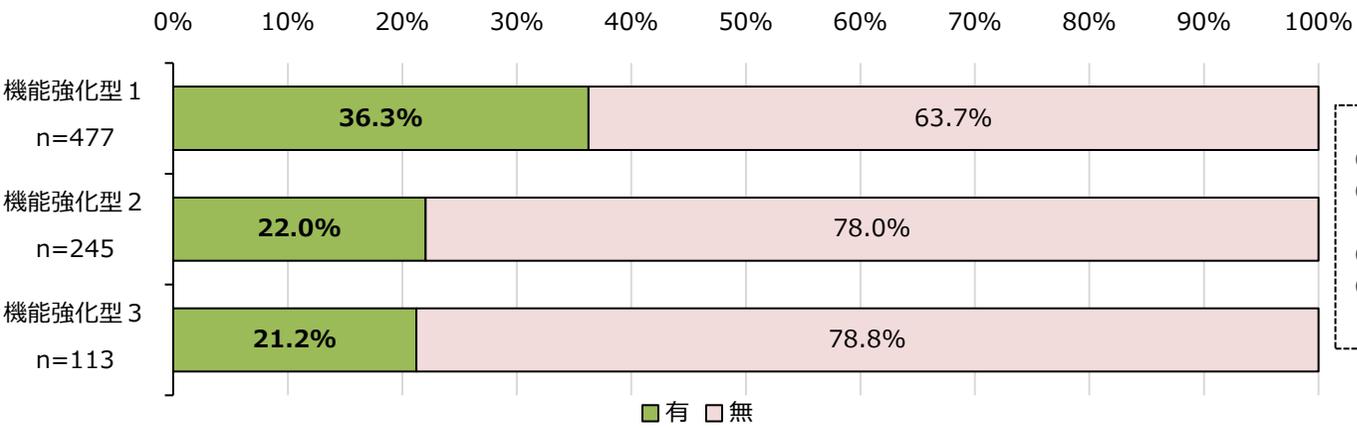
- 機能強化型訪問看護管理療養費 1 から 3 までについて、専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましいこととして、要件に追加する。

改定後

【機能強化型訪問看護管理療養費】
[施設基準]

コ 専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい。

■ 機能強化型訪問看護ステーションにおける専門の研修を受けた看護師の配置状況



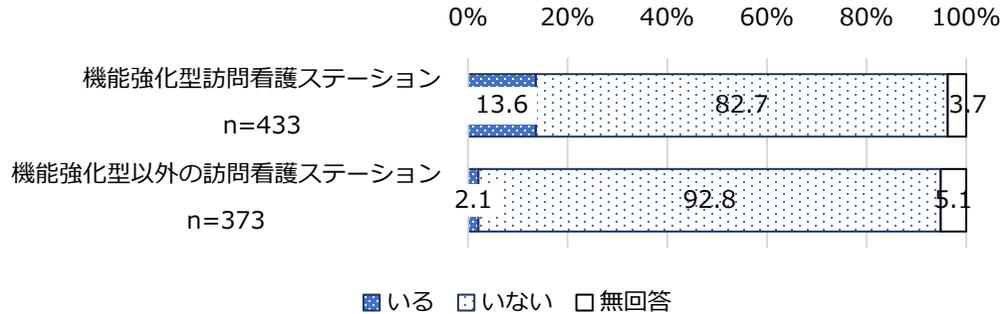
※専門の研修には、以下の研修が該当する。

- ①日本看護協会の認定看護師教育課程
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修

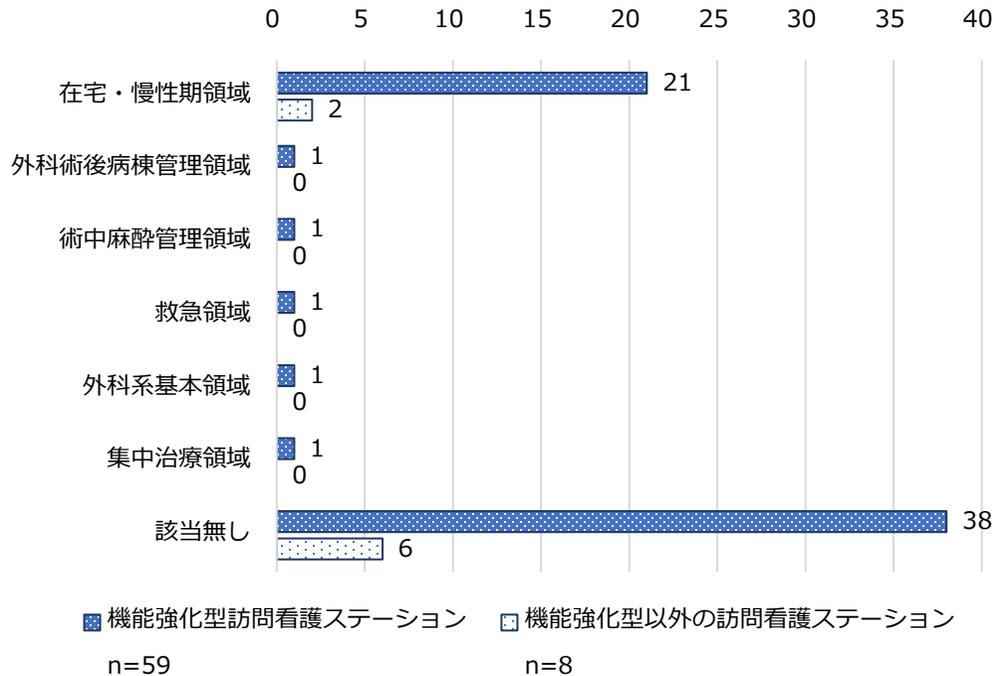
訪問看護ステーションの所属する特定行為研修修了者

○ 訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者の配置状況及び修了分野は以下のとおり。

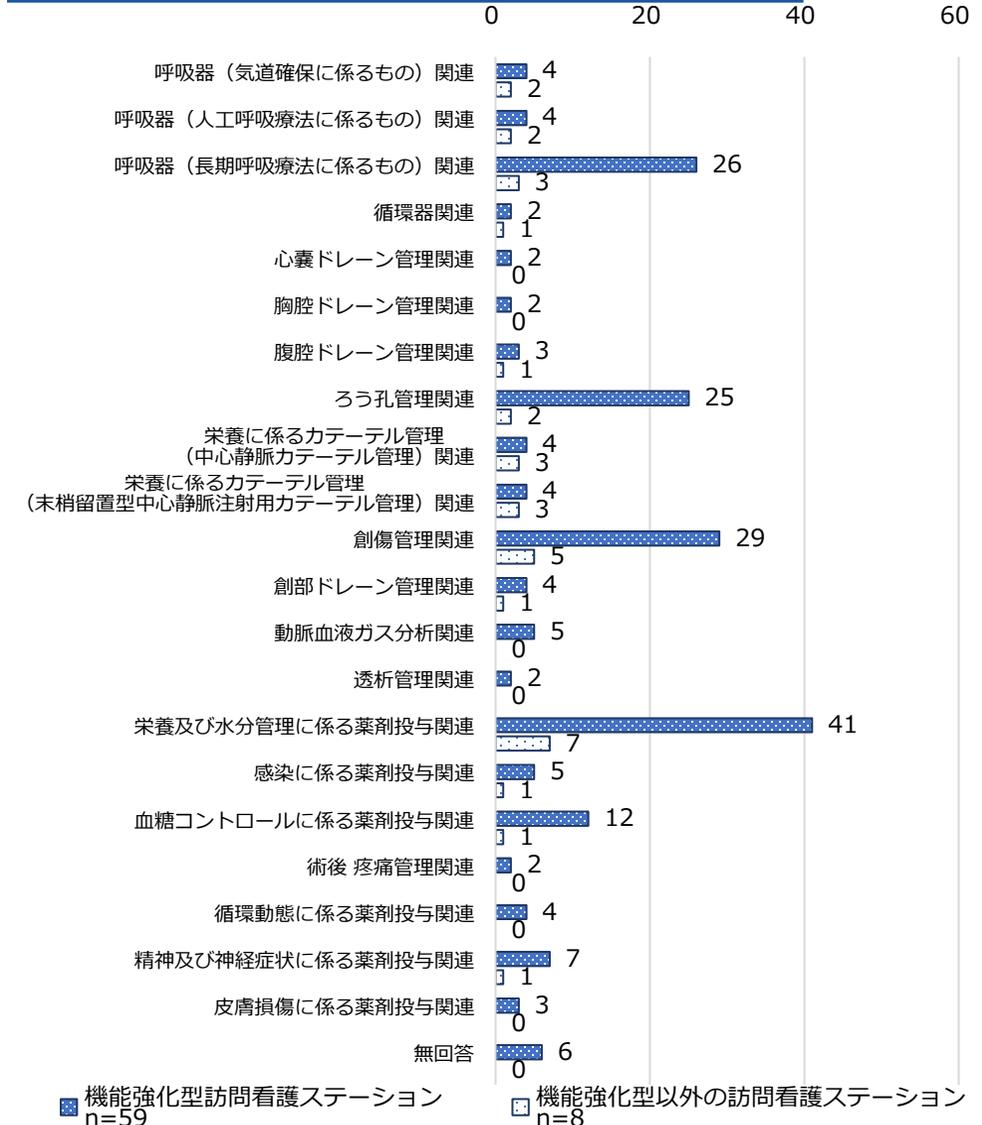
■ 特定行為研修修了者の有無



■ 特定行為研修修了者が修了しているパッケージ研修



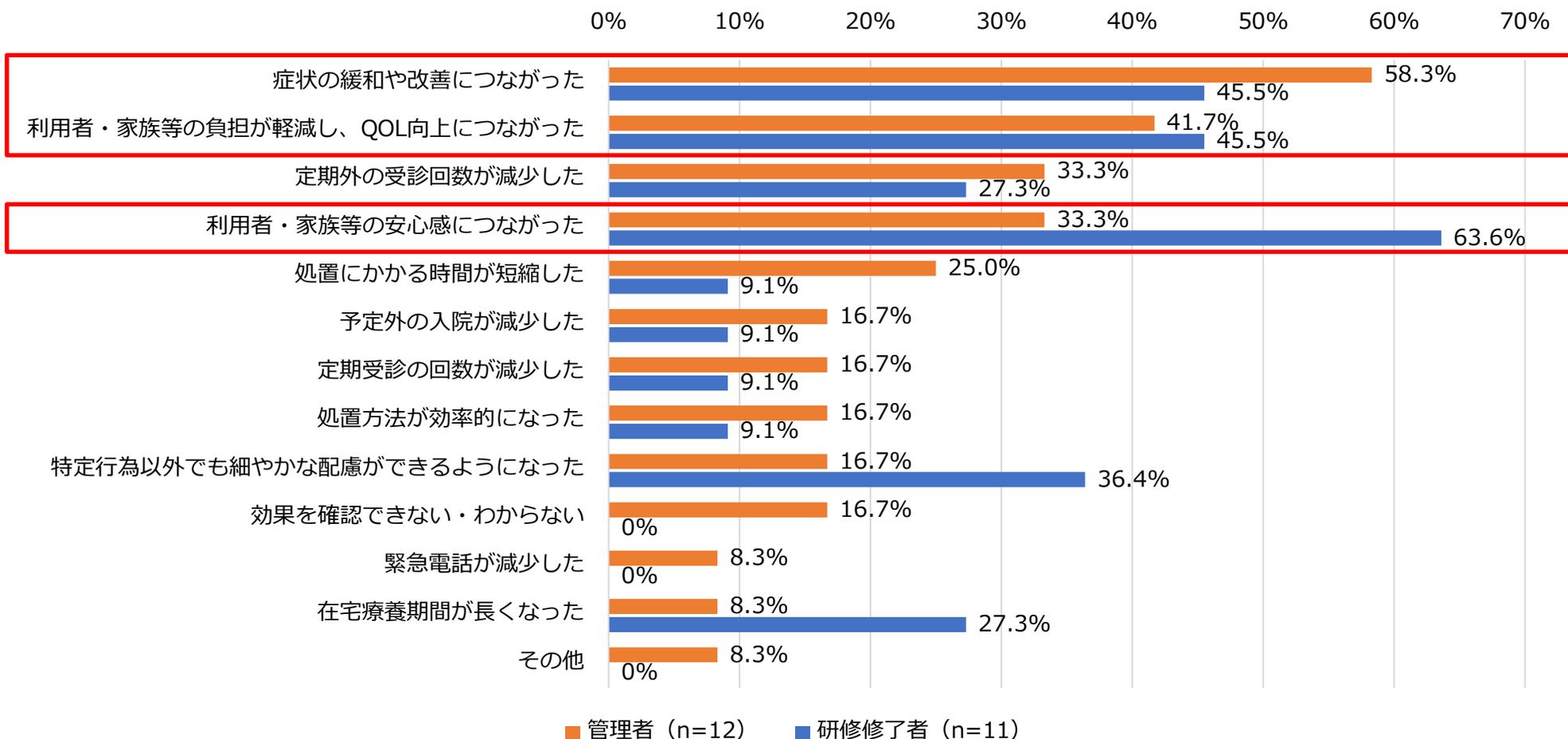
■ 特定行為研修修了者が修了している特定行為区分



特定行為研修修了者の活動の効果（利用者に対する効果）

- 利用者に対して特定行為を実施した効果について、管理者と研修修了者は共通して、「症状の緩和や改善につながった」、「利用者・家族等の負担が軽減し、QOL向上につながった」ことを多く挙げている。
- また、研修修了者は「利用者・家族等の安心感につながった」ことを最も多く挙げている。

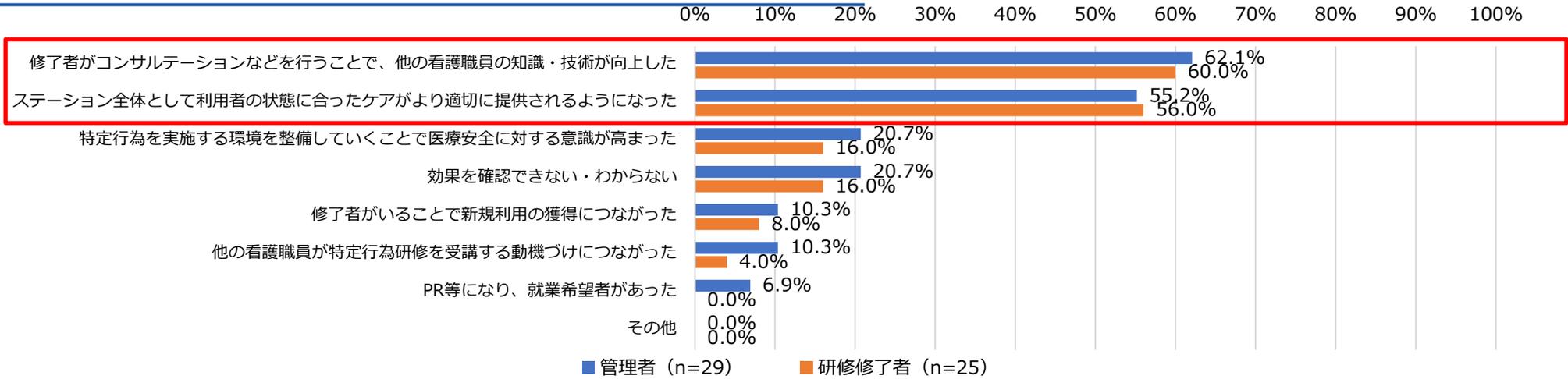
■ 利用者に対して特定行為を実施した効果



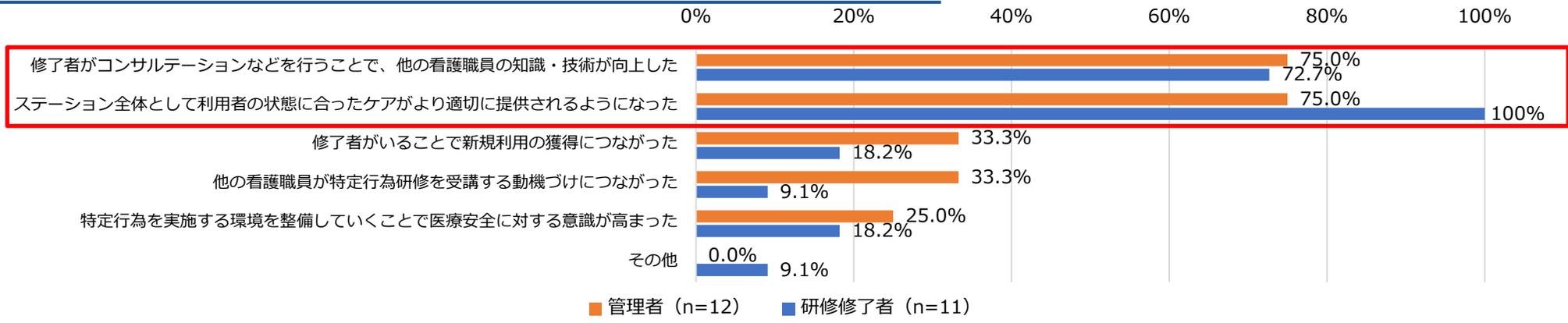
特定行為研修修了者の活動の効果（訪問看護ステーションに対する効果）

- 訪問看護ステーションに研修修了者がいることによる効果としては、管理者と研修修了者ともに「修了者がコンサルテーションなどを行うことで、他の看護職員の知識・技術が向上した」、「ステーション全体として利用者の状態に合ったケアがより適切に提供されるようになった」ことを多く挙げている。
- 訪問看護ステーションで特定行為を実践していることによる効果としては、同項目がより多く挙げられた。

■ 訪問看護ステーションに研修修了者がいることによる効果



■ 訪問看護ステーションで特定行為を実践していることによる効果



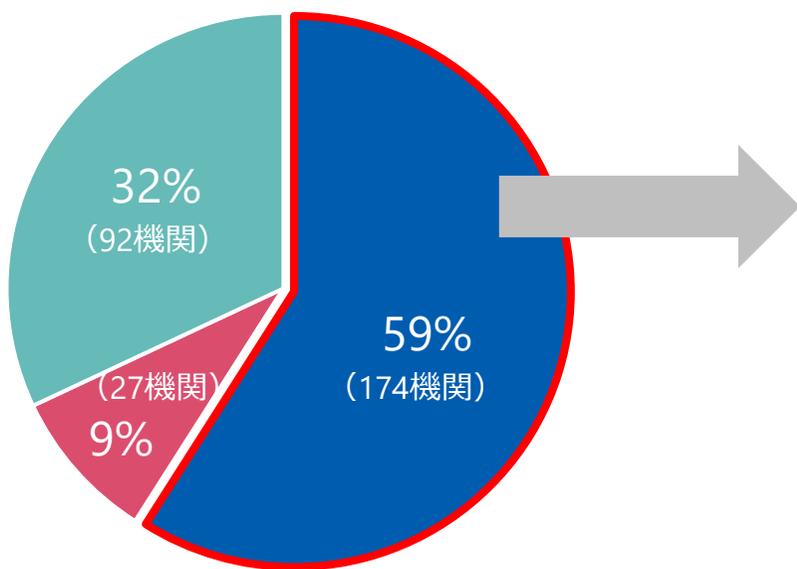
出典: 訪問看護ステーションにおける特定行為研修制度促進に係る課題等調査事業(令和2年度看護職員特別対策事業)をもとに医政局看護課にて作成

指定研修機関における外部受講生の受入状況

- 指定研修機関360機関のうち、回答のあった293機関において、外部受講生を現在募集している機関は59%だった。
- 外部受講を募集している施設のうち、周知方法はホームページや近隣の施設等への声かけが半数以降を占めた。

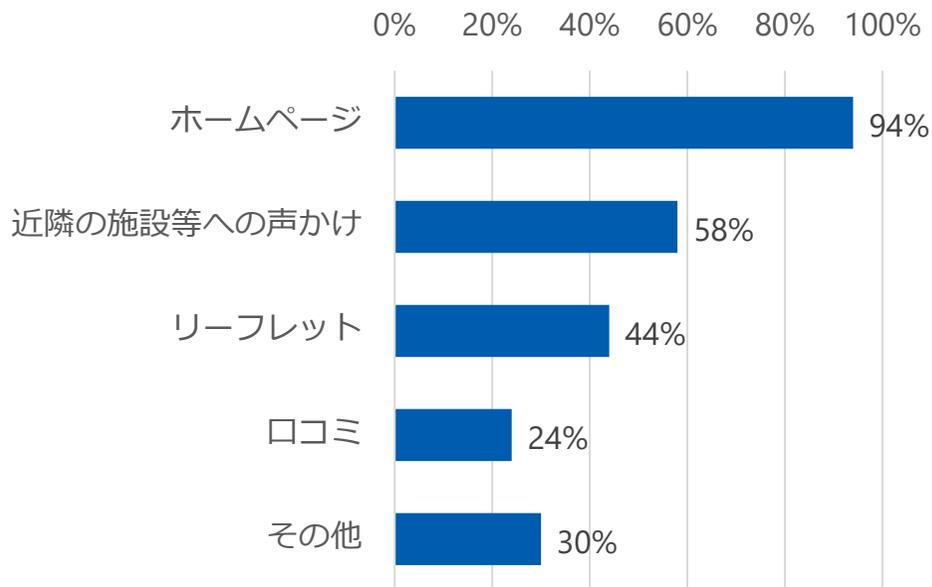
■ 外部受講生の募集状況（調査時点）

■ 募集有 ■ 今後募集予定 ■ 募集無



n = 293

■ 外部受講生を募集している指定研修機関の周知方法（複数回答可）



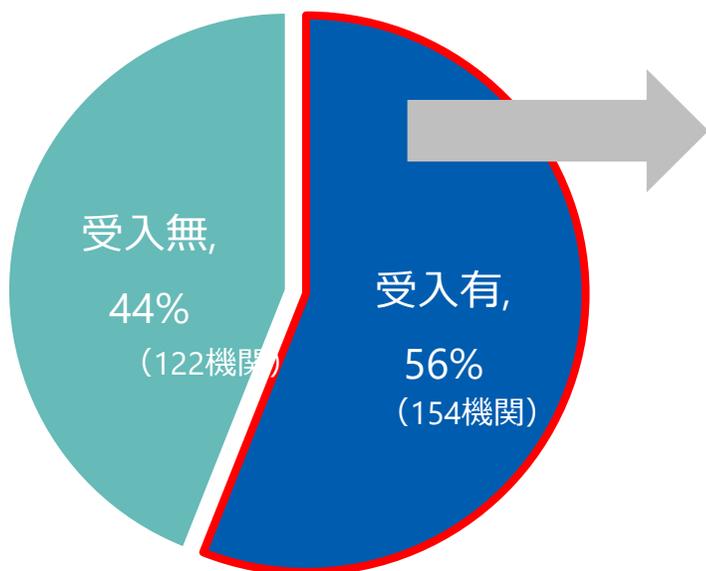
n = 174

指定研修機関の外部受講生の受入状況

- 指定研修機関において、過去3年間で実際に一度でも外部受講生の受入実績がある機関は56%である。
- 外部受講生の受入実績のある指定研修機関のうち、ほとんどの指定研修機関は病院の受講生を受け入れているが、訪問看護ステーション等の受講生の受入は50%以下である。

■ 指定研修機関のうち、外部受講生の受入状況

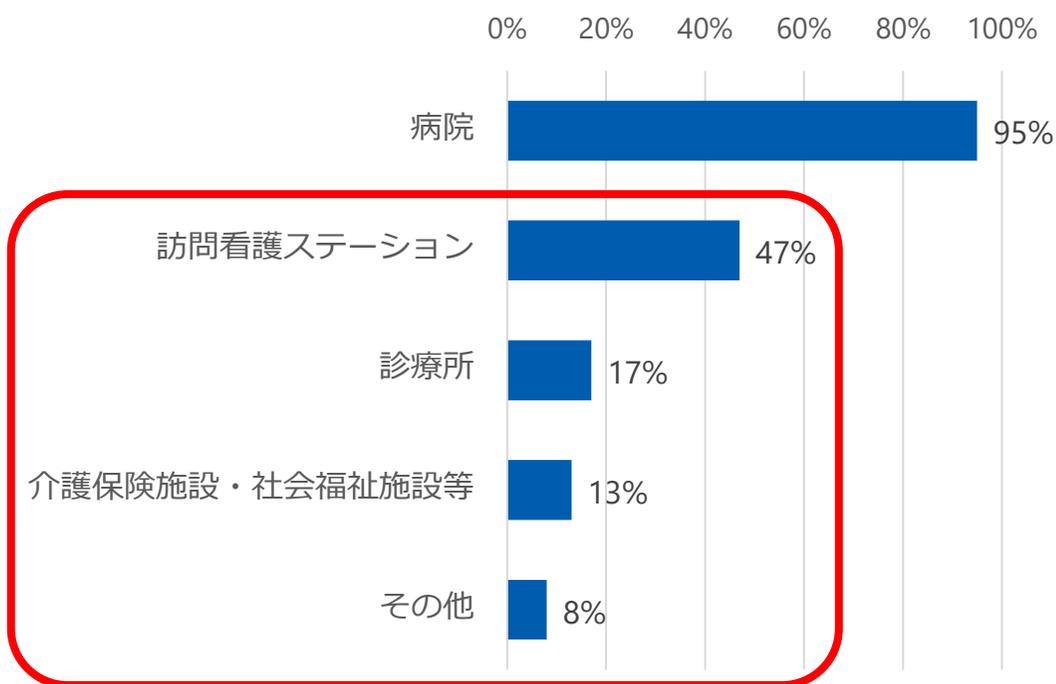
(令和3～5年度の実績)



n = 276

■ 受入実績のある外部受講生の属性

(複数回答可)



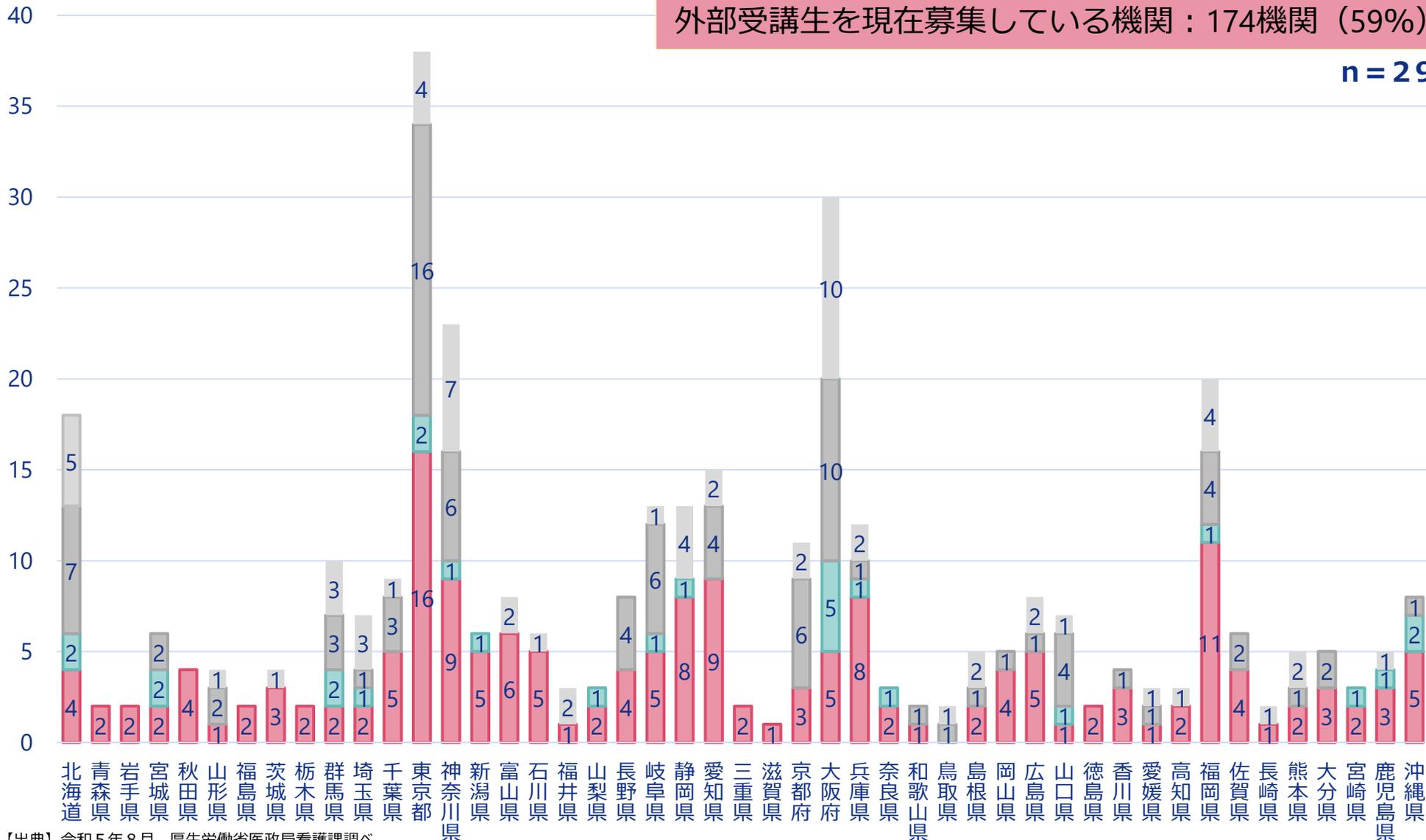
n = 154

指定研修機関の外部受講生の受入状況 - 都道府県別 -

■ 募集有 ■ 今後募集予定 ■ 募集無 ■ 未回答

外部受講生を現在募集している機関：174機関（59%）

n = 293



【出典】 令和5年8月 厚生労働省医政局看護課調べ
 (令和5年7月時点の指定研修機関360機関に質問紙を用いて調査。調査機関は7月31日～9月8日)

地域における特定行為実施体制推進事業（令和5年度補正予算）

地域支援型の指定研修機関推進事業

目的

指定研修機関において、訪問看護師等の地域の看護師が特定行為研修を受講しやすい体制を構築することで、地域における特定行為研修修了者の養成と活動をより一層推進する。

事業概要

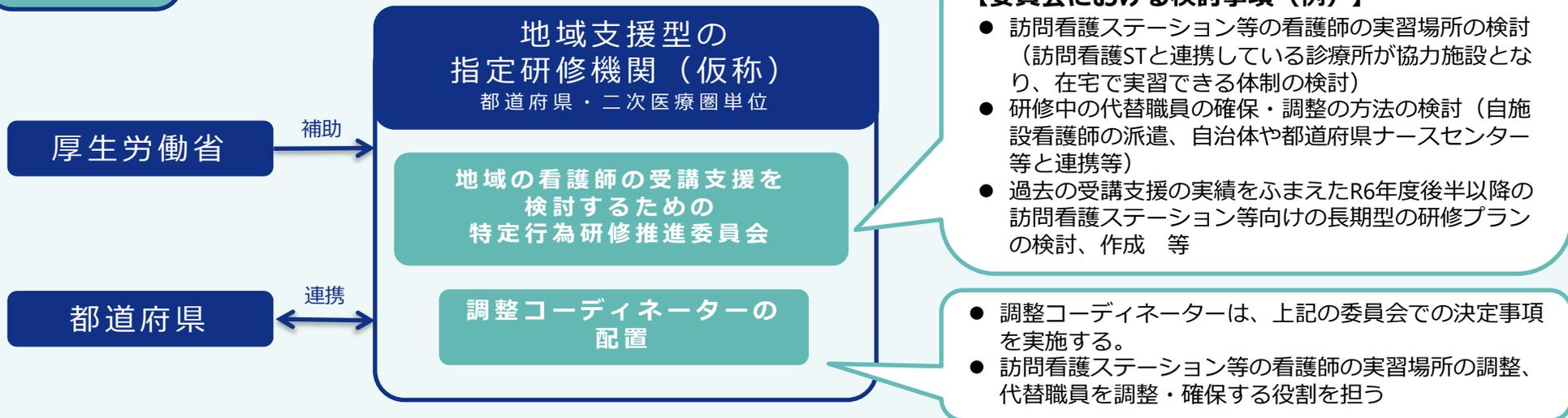
地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、以下の体制構築にかかる費用を補助する。

- 地域版特定行為研修推進委員会の設置（都道府県、二次医療圏単位）
- 地域の看護師の研修受講等を支援するコーディネーターの配置

実施主体

指定研修機関

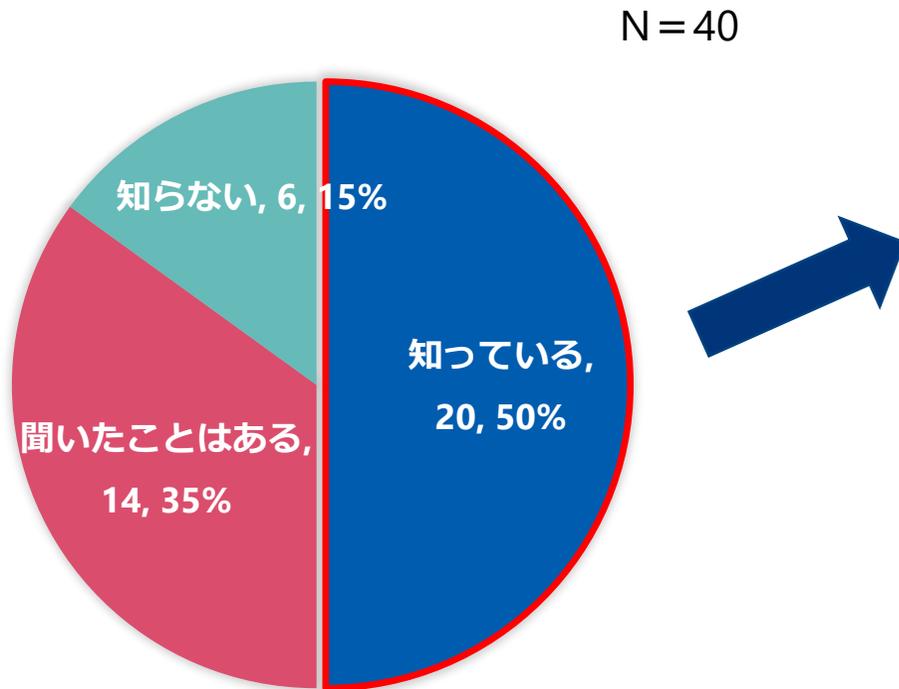
実施体制



地域の医療機関における看護師の特定行為研修制度の認知状況

真壁医師会（茨城県）管内において「胃ろうカテーテルの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、気管カニューレの交換、褥瘡の処置などの診療をすることがある」もしくは「訪問診療または往診している」のいずれかが該当すると回答した医療機関40施設に対し本制度を知っているか調査したところ、知っていると回答した施設は50%（20施設）であった。

看護師の特定行為研修制度を知っているか



「知っている」と回答した20施設の内、修了者に業務を依頼したことがあるか

N = 20

ある	なし
2施設 (10%)	18施設 (90%)

上記でなしと回答した施設のうち、今後依頼する可能性があるか

N = 18

ある	なし	不明
7施設 (39%)	3施設 (17%)	8施設 (44%)

【出典】令和5年度特対「看護師の特定行為に係る地域共通の手順書作成・周知事業」において

真壁医師会が管内医療機関111施設に実施した調査結果（令和5年7月31日）より看護課で作成

地域における特定行為実施体制推進事業（令和5年度補正予算）

地域標準手順書普及等事業

目的

地域において特定行為研修制度を普及し診療所等の医師が手順書を活用できるよう周知等を図ることで、特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、地域における特定行為研修修了者の活躍を推進する。

事業概要

訪問看護ステーション等の修了者の活躍を推進するため、関係団体等に対し、以下の取組にかかる費用を補助する。

- ・ 地域標準手順書普及等推進委員会の設置
- ・ 標準的な手順書例（在宅パッケージに含まれる行為）の地域の実情に応じた調整・周知等
- ・ 地域向けの特定行為に係る周知・広報 等

実施主体

関係団体等

実施体制

厚生労働省

補助

自治体

連携



地域向け
周知・広報



病院

診療所

訪問看護ST

施設

地域における特定行為研修修了者の配置と活動の推進に向けて 各機関に期待される役割（案）

特定行為研修修了者を配置する 訪問看護ステーション・施設

【受講前】

- 特定行為研修の受講支援（勤務調整、補助金等の支援策の活用等）
- 実習場所の調整（できる限り活動する場所での実習を実施） 等

【受講後】

- 修了者の活用に関する医療機関等への説明、働きかけ
- 安全な特定行為実施のための施設内の体制整備 等

指定研修機関

- 自施設/グループ以外の受講者（外部受講者）の積極的な受入れ
- 外部受講者が受講しやすい環境整備（実習場所の調整等）
- 研修受講後のフォローアップ（個人・地域）

等

在宅医療に携わる地域の医療機関等

- 特定行為研修制度の理解
- 連携する訪問看護ステーションに修了者が配置されている場合は、必要に応じて手順書を発行
- 連携する訪問看護ステーションにおける実習支援 等

小 括

【訪問看護】

訪問看護ステーションのうち、特定行為研修修了者が配置されている機能強化型訪問看護ステーションは13.6%、機能強化型以外の訪問看護ステーションは2.1%であり、機能が高い訪問看護ステーションの方が配置が進んでいる。

【指定研修機関】

外部受講者を募集していない指定研修機関が約30%ある。また直近で外部受講者の受入実績がある指定研修機関においても、病院以外の施設からの受講者の受入実績がある指定研修機関は50%以下である。

【地域の医療機関等】

真壁医師会における医師の特定行為研修の認知率は、特定行為に相当する処置を行っている、または訪問診療を行っている医療機関においても50%である。

論 点

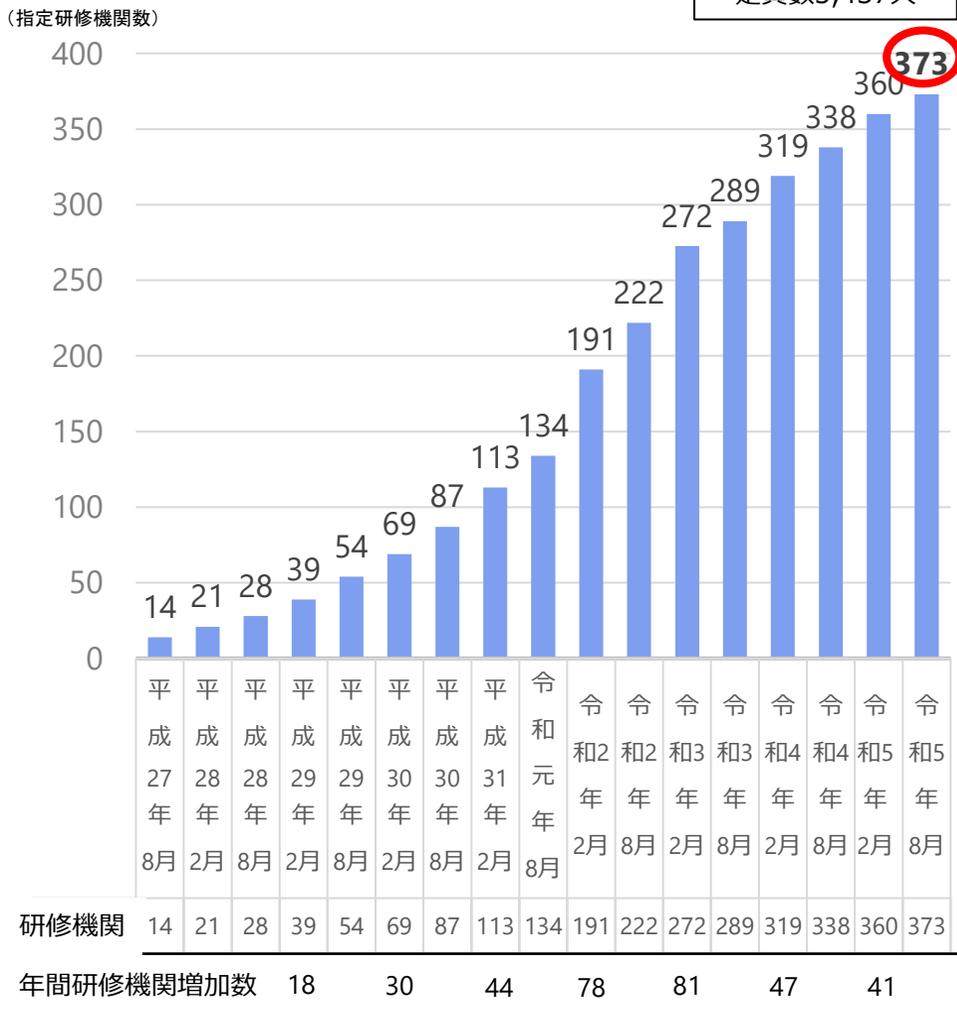
- ・ 訪問看護ステーションや施設において特定行為研修修了者の養成・活用を推進するため、訪問看護ステーションや施設、指定研修機関、地域の医療機関等がそれぞれがどのような取組を進めるべきか。また、それぞれの取組を進めるために必要な支援策は何か。

- 1 地域における特定行為研修制度の推進について
- 2 医療機関等における組織的な特定行為研修修了者の養成と活動推進について

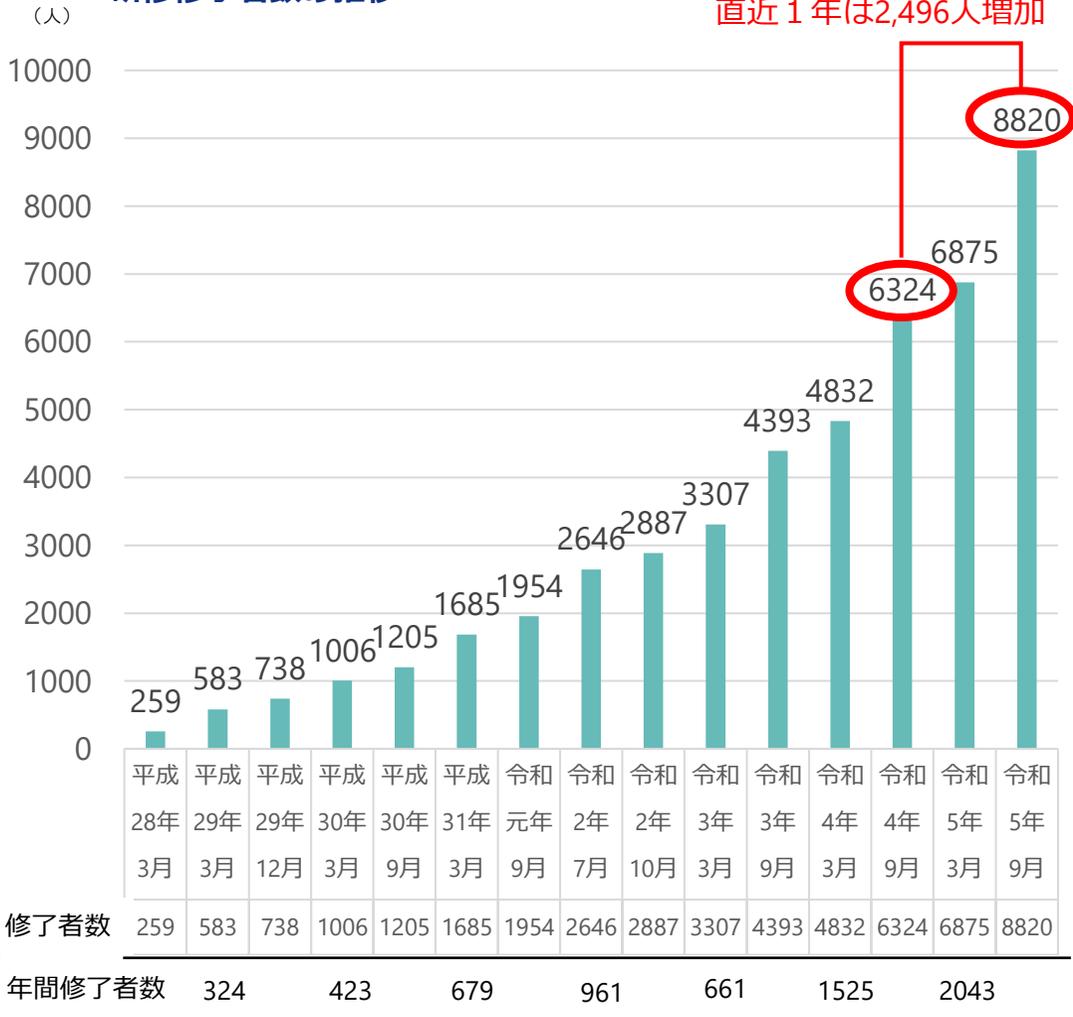
現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年8月現在で**373**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は**5,437**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年8月現在で**8,820**名である。

■ 指定研修機関数の推移



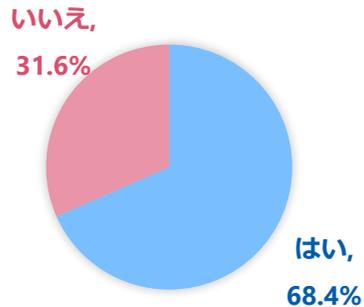
■ 研修修了者数の推移



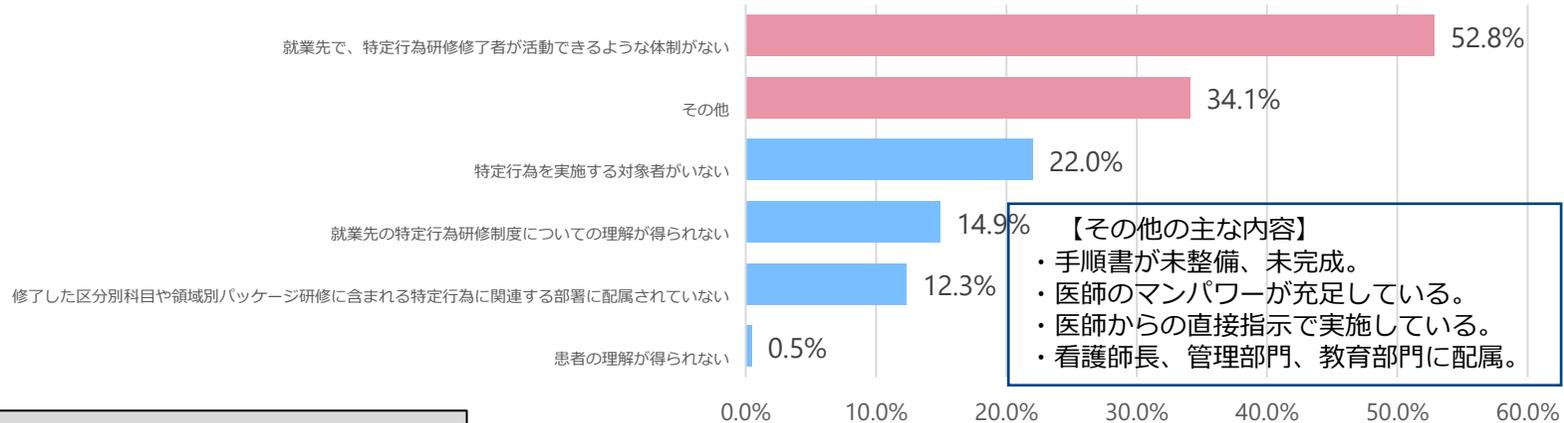
課題 (特定行為研修修了者の活動支援に関する課題)

- 過去1年間における就業先において特定行為を実施していない者の割合は、31.6%であった。理由としては、「就業先で特定行為研修修了者が活動できるような体制がない」が最も多く52.8%であった。
- 特定行為を実施するにあたり困難を感じていることは、「特定行為研修制度について周知すること」が最も多く53.6%、次いで「修了者自ら手順書を作成しなければならない状況がある」が38.3%であった

過去1年間における
就業先での特定行為実施状況
(N=1364)



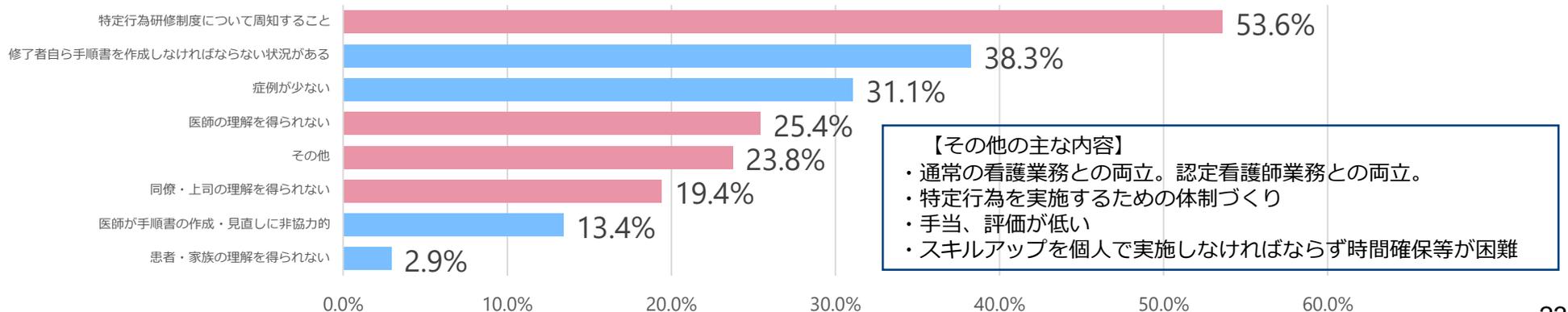
特定行為を実施していない理由(複数回答)(N=422)



【その他の主な内容】

- ・手順書が未整備、未完成。
- ・医師のマンパワーが充足している。
- ・医師からの直接指示で実施している。
- ・看護師長、管理部門、教育部門に配属。

特定行為を実施するにあたり困難を感じていること(複数回答)(N=1364)



【その他の主な内容】

- ・通常の看護業務との両立。認定看護師業務との両立。
- ・特定行為を実施するための体制づくり
- ・手当、評価が低い
- ・スキルアップを個人で実施しなければならず時間確保等が困難

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和5年度予算：1.5億円（） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

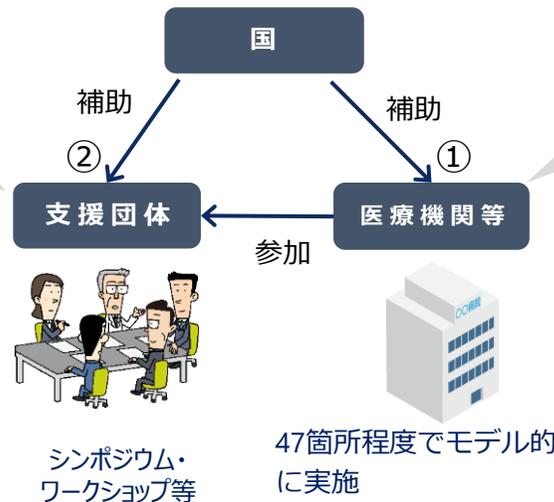
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関又は医療機関を運営する指定研修機関
② 関係団体
- 補助率：① 1/2 ② 10/10

事業スキーム

② 支援団体の取組

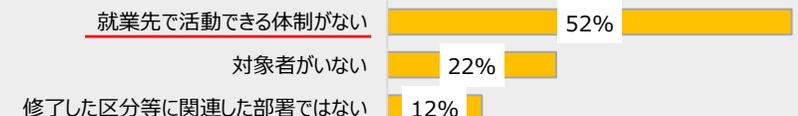
- 【シンポジウム】対象：全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有



① 医療機関等の取組（補助要件） 全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・ 安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (3) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」；特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

特定行為研修の組織定着化支援事業

参加施設の取組（補助要件）

(1) 特定行為研修推進委員会の設置

特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る

- ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し ・ 安全な特定行為の実施の確認 等

(2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置

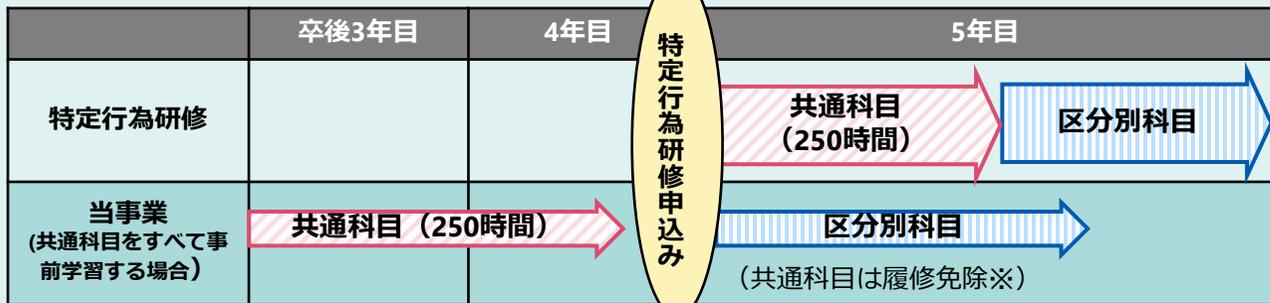
- ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
- ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応



組織として特定行為研修修了者の
研修後の活動を推進する
ための環境整備を実施

(3) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供

■ 共通科目の事前学習のイメージ（例）



※共通科目の各科目に合致しているか確認するとともに、必要に応じて習得の程度を確認すること。（局長通知）



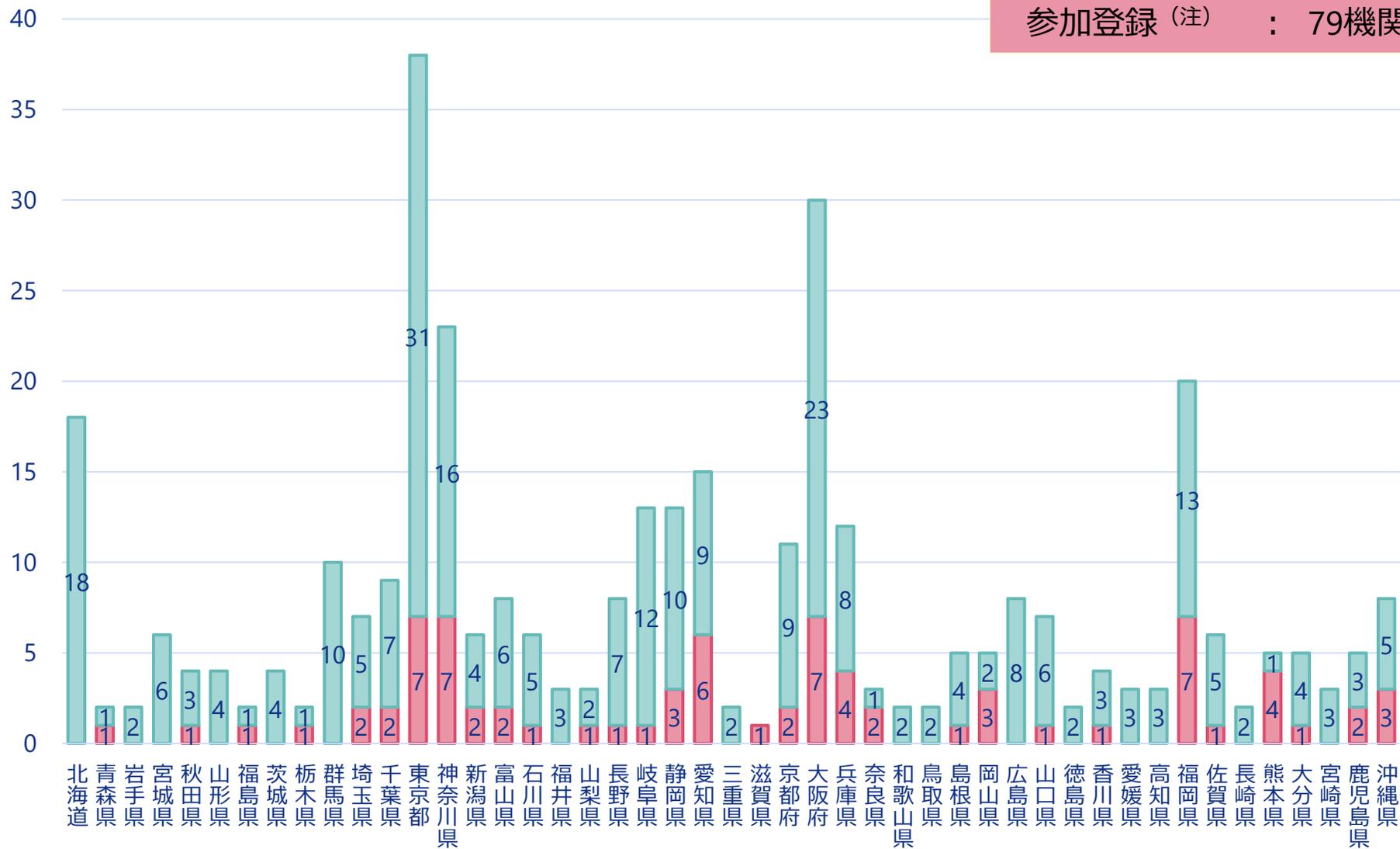
研修の受講機会の増加
研修受講に係る看護師の負担軽減
→ **研修受講者の増大**

(4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

- ・ 当事業に参加する施設の取組を支援するため、支援機関（日本看護協会）はワークショップ（3回程度/年）を開催
- ・ 当事業の取組を広く普及するため、シンポジウムを開催予定（令和6年2月7日）

組織定着化支援事業に参加登録した指定研修機関数

参加登録 (注) : 79機関

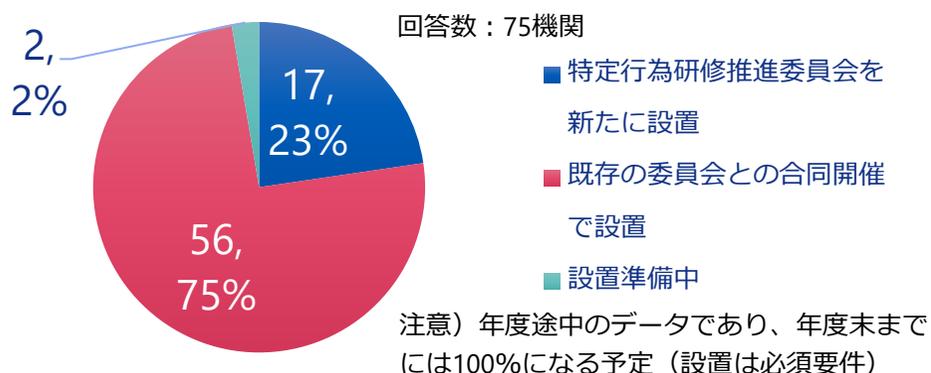


(注) 令和5年8月時点で厚労省に申し出があった施設数であり、補助金の交付施設数とは異なる。

組織定着化支援事業 修了者の活動を推進する取組状況：特定行為研修推進委員会について

75%の機関が特定行為研修推進委員会を既存の委員会と合同開催で設置し、94%が2回以上開催していた。また、検討内容は「実践への支援」「手順書の作成・見直し」が一番多いが、「医療安全」や「配置・活用の構想」についても検討している機関が多かった。

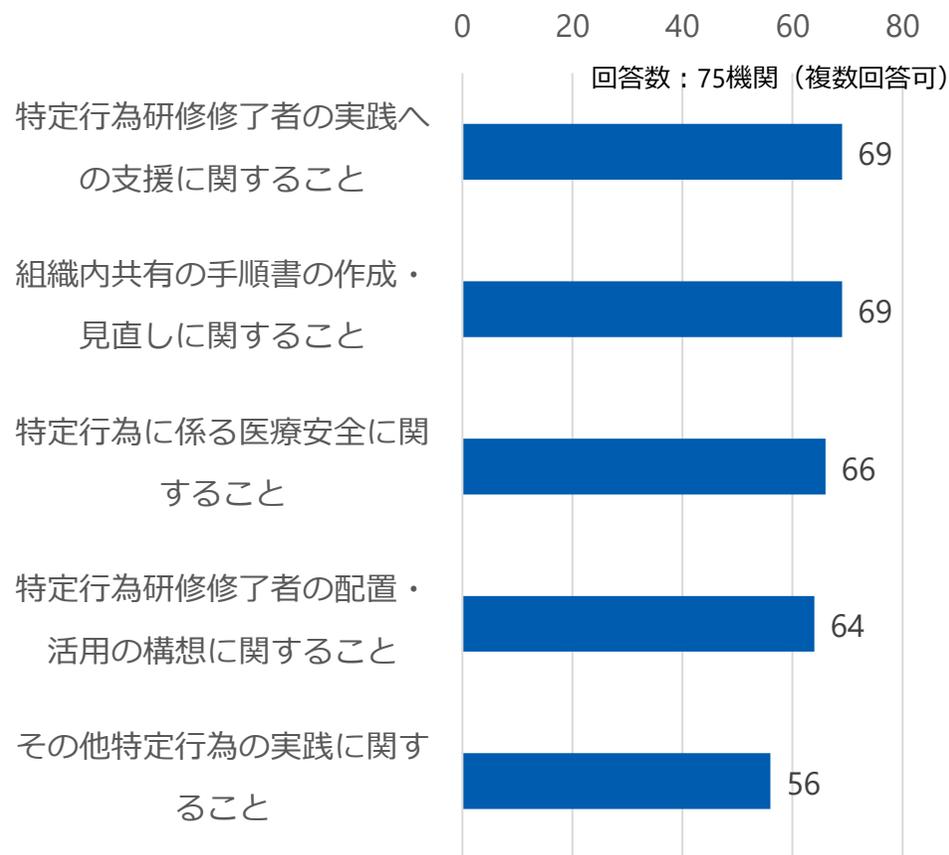
特定行為研修推進委員会の設置状況



特定行為研修推進委員会の開催状況



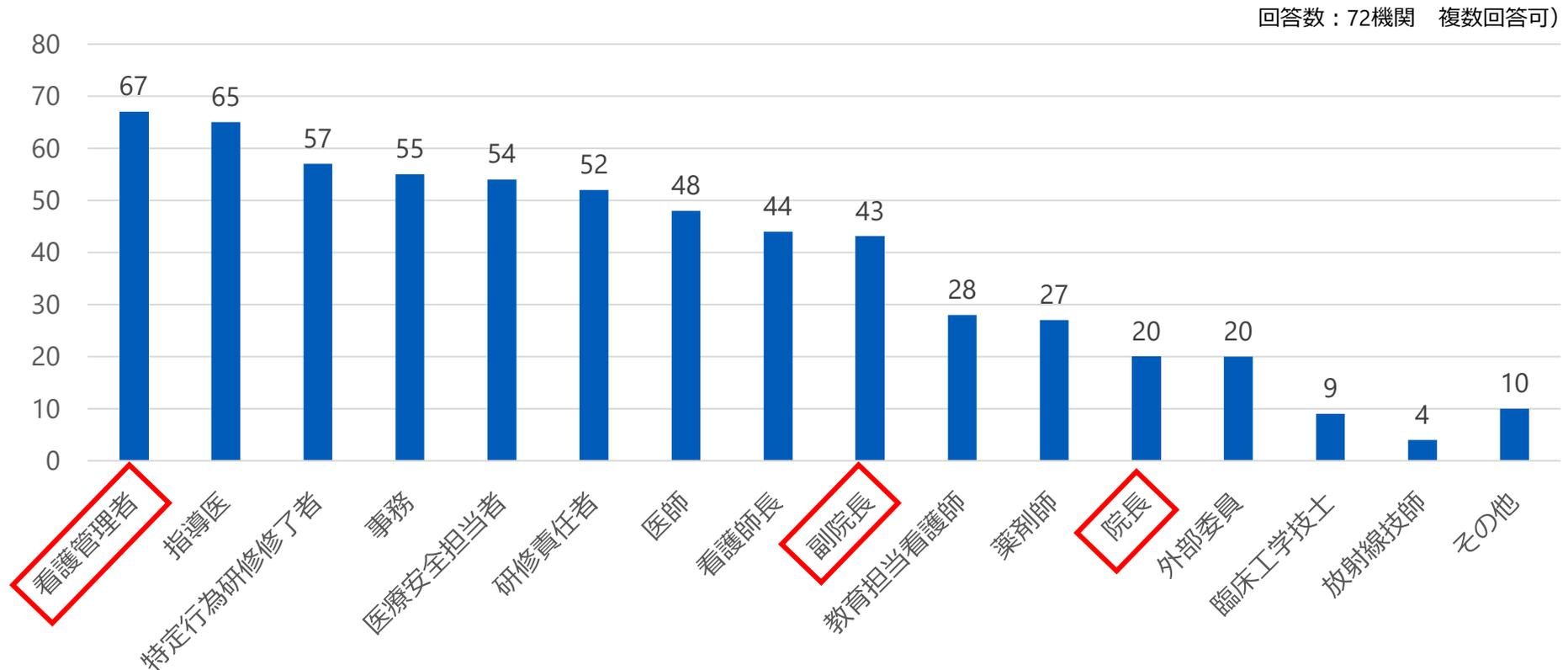
委員会で検討する内容



組織定着化支援事業 修了者の活動を推進する取組状況：特定行為研修推進委員会について

特定行為研修推進委員会の委員は、「看護管理者」が一番多く、次いで「指導医」「特定行為研修修了者」が多かった。また、施設の意思決定に関わると想定される「院長」や「副院長」、医師・看護師以外の職種も含まれており、組織全体で修了者の活動推進を検討していた。

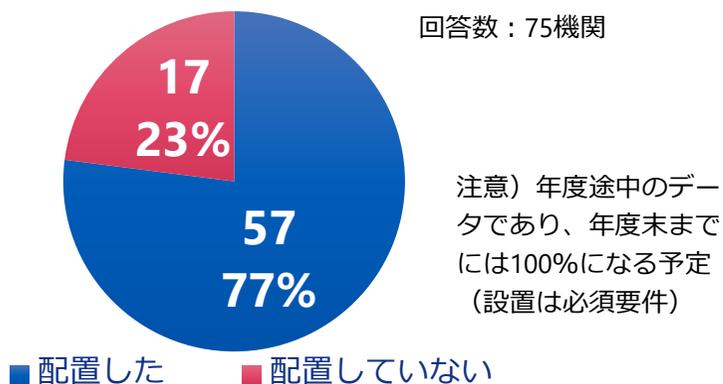
特定行為研修推進委員の構成



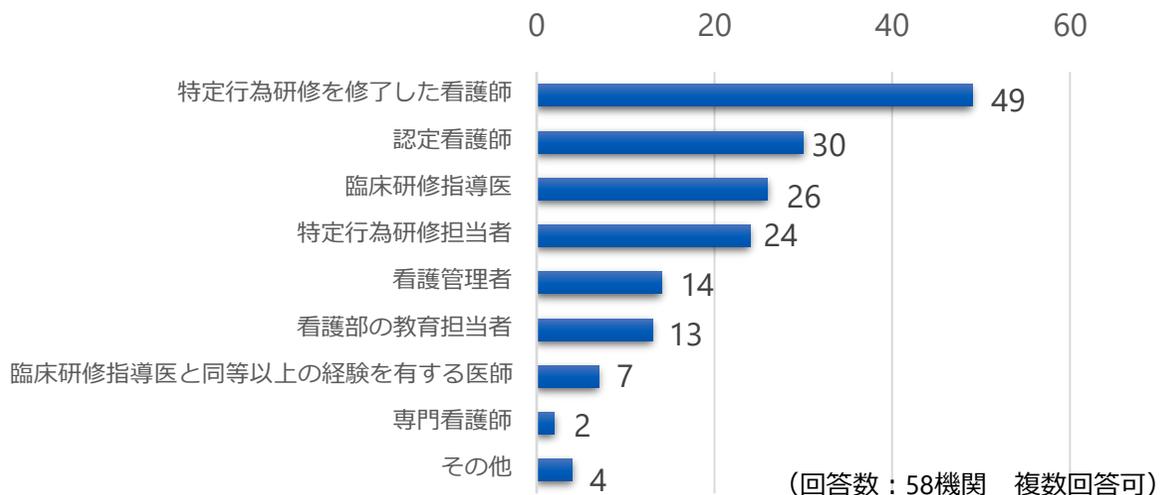
組織定着化支援事業 修了者の活動を推進する取組状況：メンターの配置について

メンターは、「特定行為研修を修了した看護師」が最も多く、次いで「認定看護師」「臨床研修指導医」「特定行為研修担当者」が多かった。また、メンター配置が1～4名である割合は74%であり、修了者1名に対するメンター数は0.05～3.16人まで差があった（平均0.25人）。

メンター配置の状況



メンターを務める者について



メンターの配置人数の状況

74%

回答数：53機関

メンター配置人数	1	1～2	2	3	4	5	6	7	8	11	13	14	19	20以上
機関数	10	1	11	8	9	1	3	2	1	1	1	1	1	3
修了者数（最小～最大）	2～22	29	6～44	4～32	19	13～17	13～17	12～14	16	14	53	14	6	24～85

○修了者1名に対するメンター数の差

最小：0.05人（メンター1人で修了者20人程度）

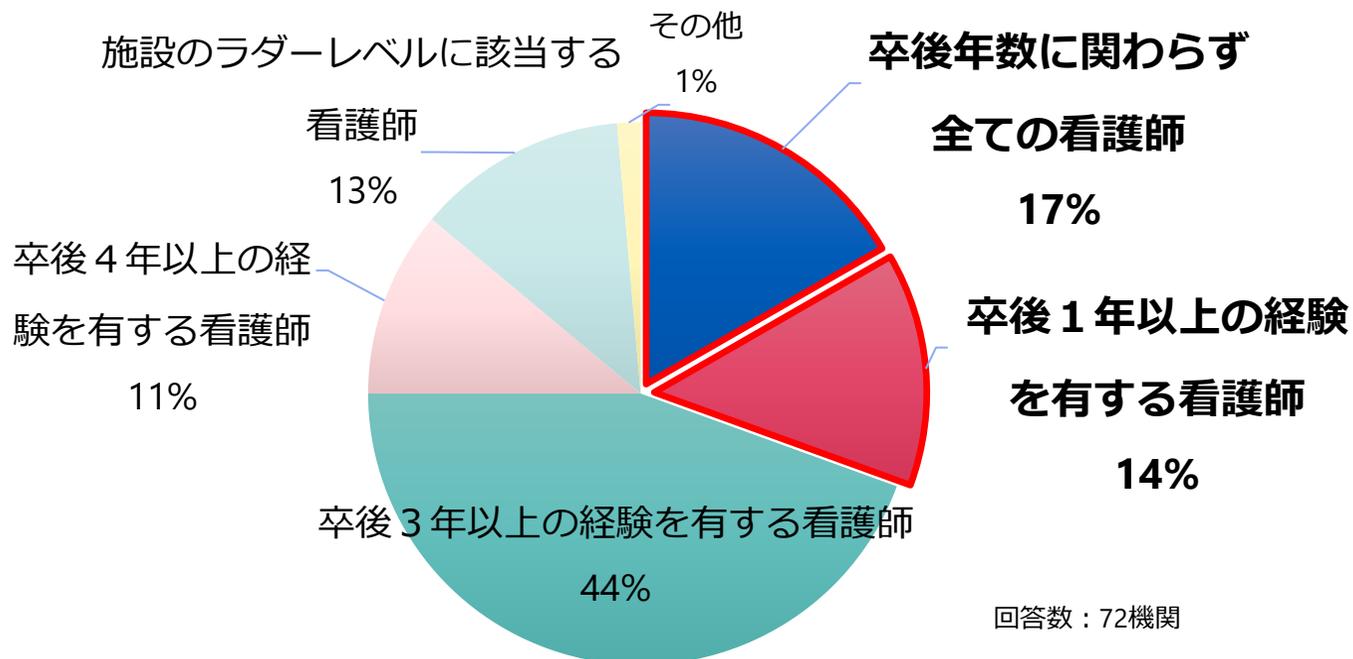
最大：3.16人

平均：0.25人（メンター1人で修了者4人程度）

組織定着化支援事業における共通科目相当の受講対象者の概況

事業に取り組んでいる指定研修機関の約30%において、卒後1～2年の看護師に対してもeラーニングの受講機会を提供している。

受講対象者の要件



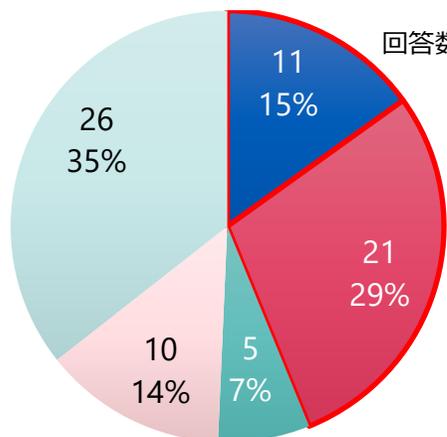
<参考> 施行通知

「特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定されること。ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではないこと」

組織定着化支援事業における受講範囲とする科目と時間について

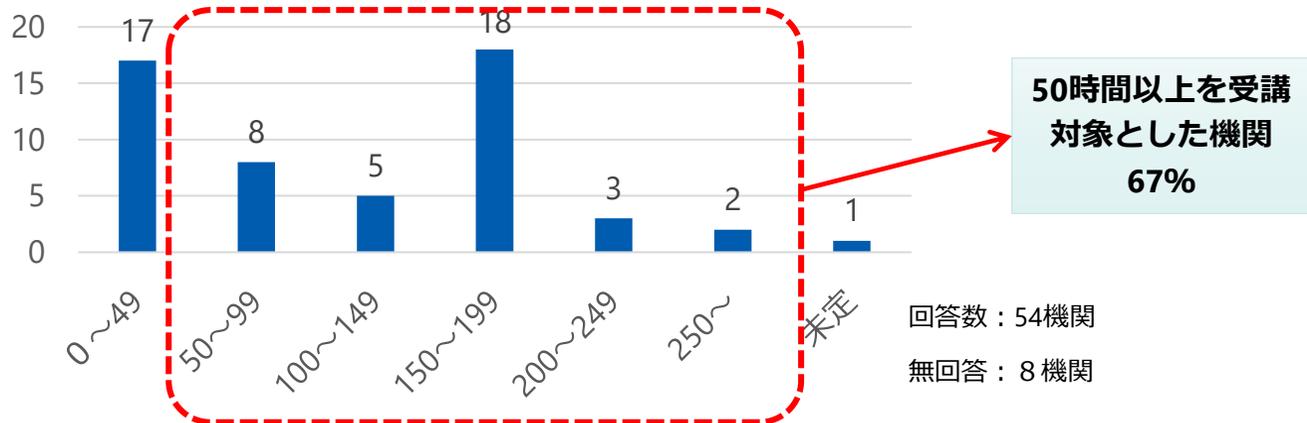
演習・実習を除いた全ての共通科目を受講範囲とした機関は44%であった。また、共通科目の一部を受講範囲としている機関のうち、67%が50時間以上を受講対象としていた。

組織定着化支援事業による共通科目の受講範囲



- ①全科目（6科目）の演習・実習を含む全ての時間（計250時間）を受講範囲としている
- ②全科目（6科目）だが、演習・実習を除いたeラーニングの時間のみを受講範囲としている
- ③全科目（6科目）だが、各科目はその一部の時間を受講範囲としている
- ④受講科目を1つまたは複数指定して、その科目の全ての時間を受講範囲として
- ⑤受講科目を1つまたは複数指定して、その科目の一部の時間を受講範囲としている

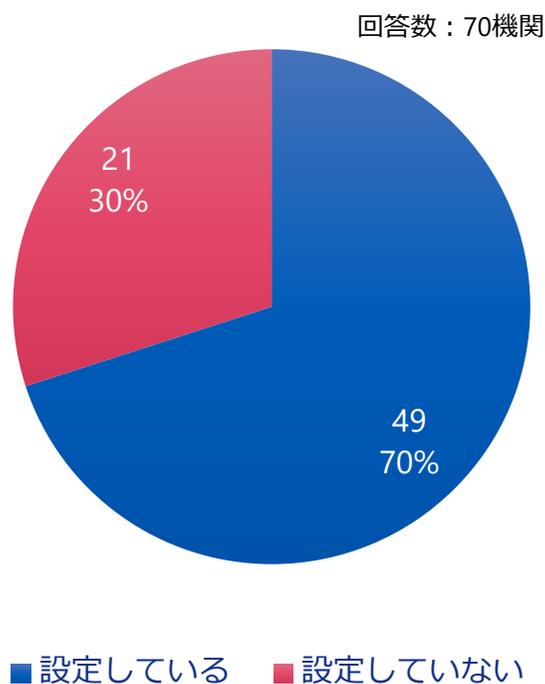
上記で②～⑤の場合、受講対象とする科目の受講合計時間



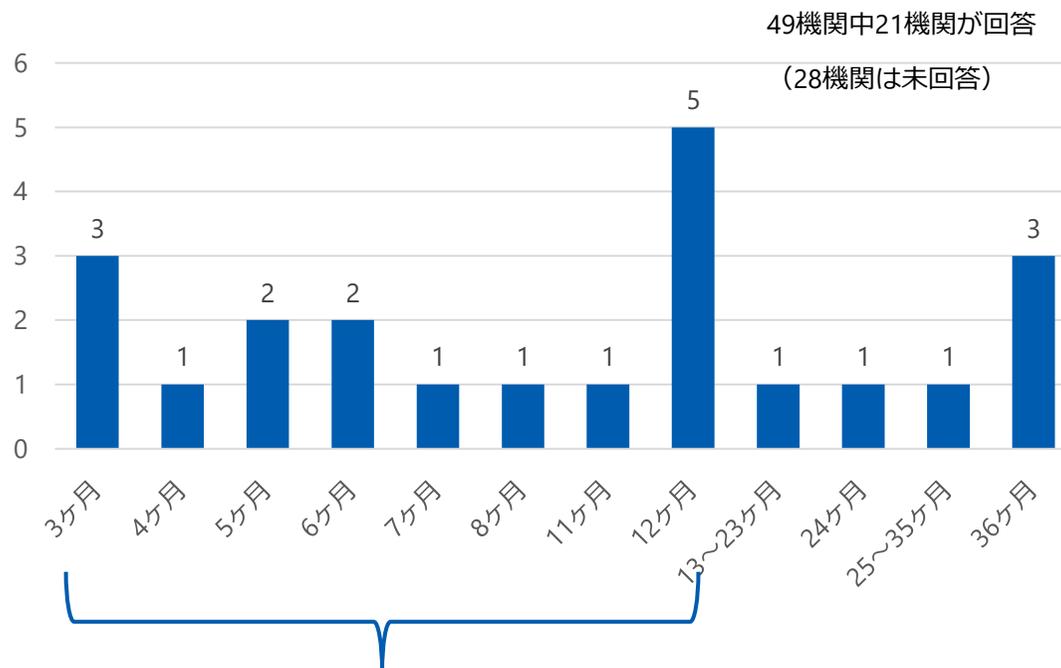
組織定着化支援事業における 共通科目の受講対象とした範囲を履修し終える期限

組織定着化支援事業において、共通科目の履修期限を設けた機関は70%であった。そのうち、令和5年10月時点で具体的な期限を回答したのは21機関であり、76%が履修期限を1年以内としていた。

受講対象とした範囲の履修期限



設定している場合はその期間



1年以内と設定している機関が76%

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和5年度当初予算：1.1億円（0.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と**特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要**である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、**修了者のスキルの維持、向上を目指す**。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

拡充

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の**質の担保**を図る。

○指導者等育成

- ・ **目的**：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ **概要**：事業者は以下①と②の両方を実施する。
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施

・ **補助先**：公募により選定された団体

・ **備考**：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・ **目的**：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ **概要**：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ **補助先**：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

指導者育成事業のフォローアップ研修

指導者育成事業におけるフォローアップ研修（任意）

特定行為研修修了者のための フォローアップ講習会

in北川塾

参加費
1,000円
*事前振り込み 必要

2024年 1月20日（土）
10:00～12:40
（開場 9:30）

現地開催

会場：滋賀医科大学 リップルテラス 2階 会議室
対象：特定行為研修（ろう孔管理関連）修了者
（県内外・滋賀医大以外の研修施設修了者でも参加可能）

【フォローアップ講習会 内容】

第1部 10:00～11:35 座長／東近江総合医療センター 伊藤明彦

①実践報告：特定行為研修修了者 彦根市立病院 西村紀子
京都岡本記念病院 竹林真澄
アドナース洛西訪問看護ステーション 竹岡佑美

②ディスカッション
③ミニレクチャー：東近江総合医療センター 伊藤明彦

第2部 11:35～12:40 実技講習・胃ろうデバイスの紹介

お申し込みURL：<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScMjC4vN9kA6z8fTR6dFKLznrGaEnWkpKqabEFhNK-iyYhSw/viewform>

お申込み期限：2024年1月14日（日） 振り込み期限：2024年1月15日（月）

主催・お問い合わせ 滋賀医科大学 看護師特定行為研修センター
☎ 077-548-3573（直通）
✉ tokutei@belle.shiga-med.ac.jp

特定行為研修修了者のためのフォローアップ講習会
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207427_00021.html

指定研修機関におけるフォローアップ研修

ブタ肺を用いたWetラボ

兵庫医科大学臨床教育統括センター 看護師特定行為研修課程主催
2023年度フォローアップ研修

開催日時：2024年3月24日（日）
第1部 10:00～12:00 第2部 13:00～15:00
開催場所：兵庫医科大学1号館4階 シミュレーションセンター
対象者：第1部 看護師特定行為研修を修了した看護師
第2部 術中麻酔管理領域ハッケージを修了した看護師
定員：第1部・第2部 各10名（応募多数の場合は抽選となります）
参加費：2,000円
講師：兵庫医科大学病院 ICU 井手 岳先生

人工呼吸器または麻酔器で呼吸管理されたブタ肺がPEEPでどのように膨らむのか、その膨らみがどのように維持できるのか、吸引でブタ肺がどのように縮むのかなど、実際には観ることができない肺の状態をハンスオンセッションで体験することができます。

◆申込方法：URLまたはQRコードからお申し込みください。
◆URL：<https://forms.gle/3njzVPxkZTtdSPXu9>
◆申込締切：2024年2月29日（木）

◆お問い合わせ◆
〒663-8501
兵庫県西宮市武庫川町1番1号
兵庫医科大学臨床教育統括センター
看護師特定行為研修課程
電話：0798-45-6627（直通）
E-mail：tokutei@hyo-med.ac.jp

大好評につき
お申込みは
お早目に！

HYOGO MEDICAL UNIVERSITY

「特定行為研修修了看護師の組織的配置・活用ガイド」 概要

背景

複数の特定行為研修修了看護師（以下、修了看護師）を配置し活用する医療施設が増加している一方、修了看護師の活躍を期待しつつも育成配置に困難を抱える組織や、人数が増えないために修了看護師が期待通りに能力発揮できない環境に置かれている組織もある。今後修了看護師数は急増することが見込まれ、組織的に配置・活用するための方策を共有することが必要である。

以上から、**修了看護師の複数配置・活用を実現するための効果的効率的な方策を「特定行為研修修了看護師の組織的配置・活用ガイド」としてまとめた。**

対象者

修了看護師の導入・普及に課題を感じる組織管理チーム、医師、修了看護師、修了看護師の同僚

目次とポイント

第1章 総論

1. 特定行為研修修了看護師活用のための制度理解
 - 1) 特定行為研修制度
 - 2) 診療の補助と医師の指示
2. 特定行為研修修了看護師の配置・活用分類
3. 特定行為研修修了看護師配置・活用のプロセス

まずは、特定行為研修制度について復習し、本ガイドの基礎となる考え方から！
修了看護師を活用するために必要な制度理解のための情報、修了看護師の配置・活用の分類、配置・活用の発展のプロセスについて説明。

第2章 第一の障壁を乗り越えるために

1. 修了看護師の複数配置・活用を構想する
2. 特定行為研修修了看護師を育成する
3. 特定行為研修修了看護師を配置する

これから修了看護師を導入したい、もしくは育成中である組織は第2章を参照！
修了看護師を未導入の組織がどうすれば効果的・効率的に修了看護師を育成配置できるかということに焦点を当てて、行動レベルで解説。

第3章 第二の障壁を乗り越えるために

1. 特定行為研修修了看護師を活用する
2. 修了看護師の活動を普及する
3. 特定行為研修修了看護師の活用を周知する

修了看護師は誕生したが、複数配置に至らず困難を抱える組織は第3章を参照！
修了看護師を部署もしくは組織に1人配置したが、それ以上増員できない組織が何をすれば修了看護師の活動を普及できるかということに焦点を当てて、行動レベルで解説。

第4章 付録 Tool Kits

1. 第一の障壁を乗り越えるためのアクションリスト
2. 第二の障壁を乗り越えるためのアクションリスト
3. 周知のためのテンプレート

組織の自己評価に活用できるアクションリスト、周知媒体のテンプレートは第4章！
組織的な修了看護師の配置・活用する際のアクションリストは自己評価や今後の行動計画に活用可能。組織的な理解が進んでいない場合に活用できる周知媒体などのテンプレート案を掲載。

特定行為研修修了者の組織的配置活用の発展過程

第1の障壁

特定行為研修修了者導入前

- 自施設の使命に基づいた構想づくり
- **活用ビジョンの策定**
- 関係者の合意形成

構想

- 学習環境整備
- 育成計画策定
- 部署管理者・医師の役割の明確化
- 受講者活動ビジョンの明確化

育成

- 構想と一致した配置
- 配置方法決定
- 配置の周知
- 活用環境の整備

配置

周知

第2の障壁

特定行為研修修了者導入後

- 修了者マネジメント
- 手順書の実装評価
- 修了者実践能力の評価
- 導入効果評価

活用

- 実践範囲の拡大
- 特定行為実践マネジメント
- 複数配置効果評価
- 修了者キャリアパス開発

普及

周知

小 括

- 特定行為研修の組織定着化支援事業に参加した機関では、共通科目相当の受講に関連して、事業に参加した約3割の機関が新人の看護師から受講対象に含めていた。

＜参考＞ 施行通知「特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定されること。ただし、これは3～5年目以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではないこと」

- 特定行為研修推進委員会の委員は、施設の意思決定に関わると想定される「院長」「副院長」「看護管理者」が含まれており、組織全体で修了者の活動推進を検討していた。また、委員会の議題として、「実践への支援」「手順書の作成・見直し」「医療安全」「配置・活用の構想」の全てを網羅的に検討していた。
- 修了者1名に対するメンター数は0.05～3.16人まで差があった。

論 点

- 共通科目相当の受講に関連し、新人からその一部を受講することについてどのように考えるか。
- 修了者の活動を推進する方策として、修了者を配置する医療機関等に特定行為研修推進委員会を設置することについてどのように考えるか。
- 修了者が特定行為を実践していくための判断力・技術等を維持・向上するためのフォローアップの体制と内容についてどのように考えるか。
- 特定行為研修修了者の組織的配置活用の発展過程に対応した取組を進めるための支援策をどのように考えるか。